

# ドメスティック・バイオレンス（DV）、 ストーカー行為及び児童虐待等の被害者のために 住民票・戸籍の附票の請求を制限します。

札幌市

DV、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者を保護するための支援措置として、加害者からの所在確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求を制限できます。

この支援措置の申出ができるのは、DV、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者で、警察等から支援が必要と認められた方です。

## 支援措置の内容

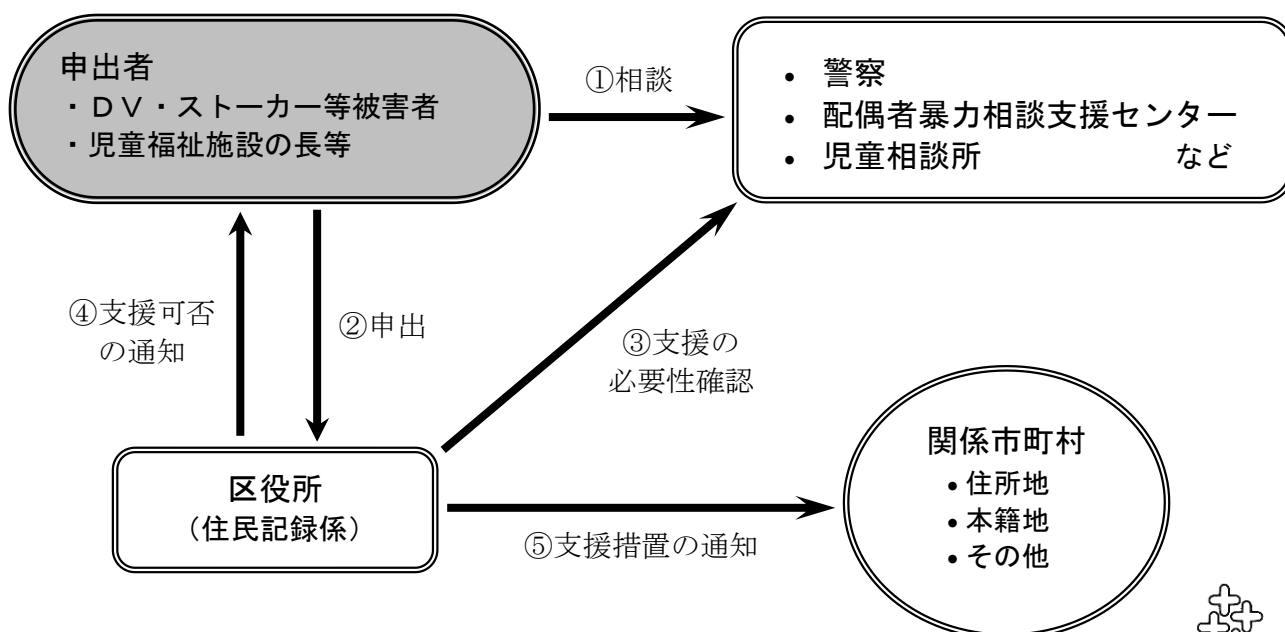
加害者からの住所確認を目的とした次の請求を制限します。

- 住民票の写しの交付
- 戸籍の附票の写しの交付
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

## 支援が実施されると・・・

- 加害者からの交付請求を制限します。
- 第三者からの請求は、**厳密な審査**を行います。
- 代理人、使者、郵送の請求は受け付けません。
- 被害者本人が住民票等の交付を受ける場合は、限定された書類を持参していただきます。

## 手続きの流れ



【お問い合わせ先】 各区役所戸籍住民課



05-C01-12-1321  
24-5-358

# 申 出 の 手 続 き

## 【対象者】 相談機関に相談をして支援の必要性が認められる次の方

- DV 被害者・・・配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた方や暴力を受けて離婚した方で、更なる暴力により生命・身体に危害を受けるおそれのある方
- ストーカー被害者・・・つきまとい等をされて身体の安全・平穏・名誉が害された方や行動の自由が著しく害される不安を持つ方で、更に繰り返しつきまとい行為をされるおそれのある方
- 児童虐待被害者・・・保護者から身体的・精神的に危害を加えられたり、適切な保護や養育が受けられない方で、再びこれらの行為を受ける、又は施設等の監護を受けられないおそれのある方
- その他被害者・・・特に生命・身体に危害を及ぼす暴力や、それに準じた心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれのある方

\* 上記の被害者と併せて支援を求める方（同一住所の方に限る）

\* DV被害者の方で、裁判所の保護命令がある方は、**相談機関への相談は不要です。**

15歳未満の方、または成年被後見人は、法定代理人のみが申出できます。

【申請窓口】 住民登録または本籍のある区役所戸籍住民課 受付時間：平日 8:45～17:15

## 【手続きに必要なもの】

- 支援措置申出書
- 下記の確認書類
- 保護命令のある方はその証明書

申 出 者	確 認 書 類
対象者本人	・お名前を確認できるもの
法定代理人	・被害者との関係がわかるもの ・代理人のお名前を確認できるもの
任意代理人	・委任状 ・代理人のお名前を確認できるもの (児童相談所長等が申出する場合は職員証等の書類も必要)

\* 申出後、相談機関に支援の必要性を確認する場合があります。

\* 支援の必要性が認められると、他市町村で交付する現住所が記載された証明の請求も制限されます。

【支援期間】 1年間

\* 延長可能・・・支援終了1ヶ月前から、初めに申し出た区役所で再度受け付けます。

【ご注意】 住所の変更があった場合は改めて申出（新規または中止）が必要となりますので、可能な限りご本人が窓口で住所変更届などの手続きをしてください。なお、新規の場合は改めて相談機関への相談も必要となります。

## 相談機関

警察（DV・ストーカー等被害者相談）	
中央警察署生活安全課	011-242-0110
東警察署生活安全課	011-704-0110
西警察署生活安全課	011-666-0110
南警察署生活安全課	011-552-0110
北警察署生活安全課	011-727-0110
白石警察署生活安全課	011-814-0110
豊平警察署生活安全課	011-813-0110
厚別警察署生活安全課	011-896-0110
手稲警察署生活安全課	011-686-0110
配偶者暴力相談支援センター（DV被害者相談）	
札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234
札幌市男女共同参画室	011-211-3333
道立女性相談援助センター	011-666-9955
石狩振興局環境生活課	011-232-4760
児童相談所（児童虐待被害者相談）	
札幌市児童相談所	011-622-8630